

風営法施行条例等の改正（平成28年6月23日施行）

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

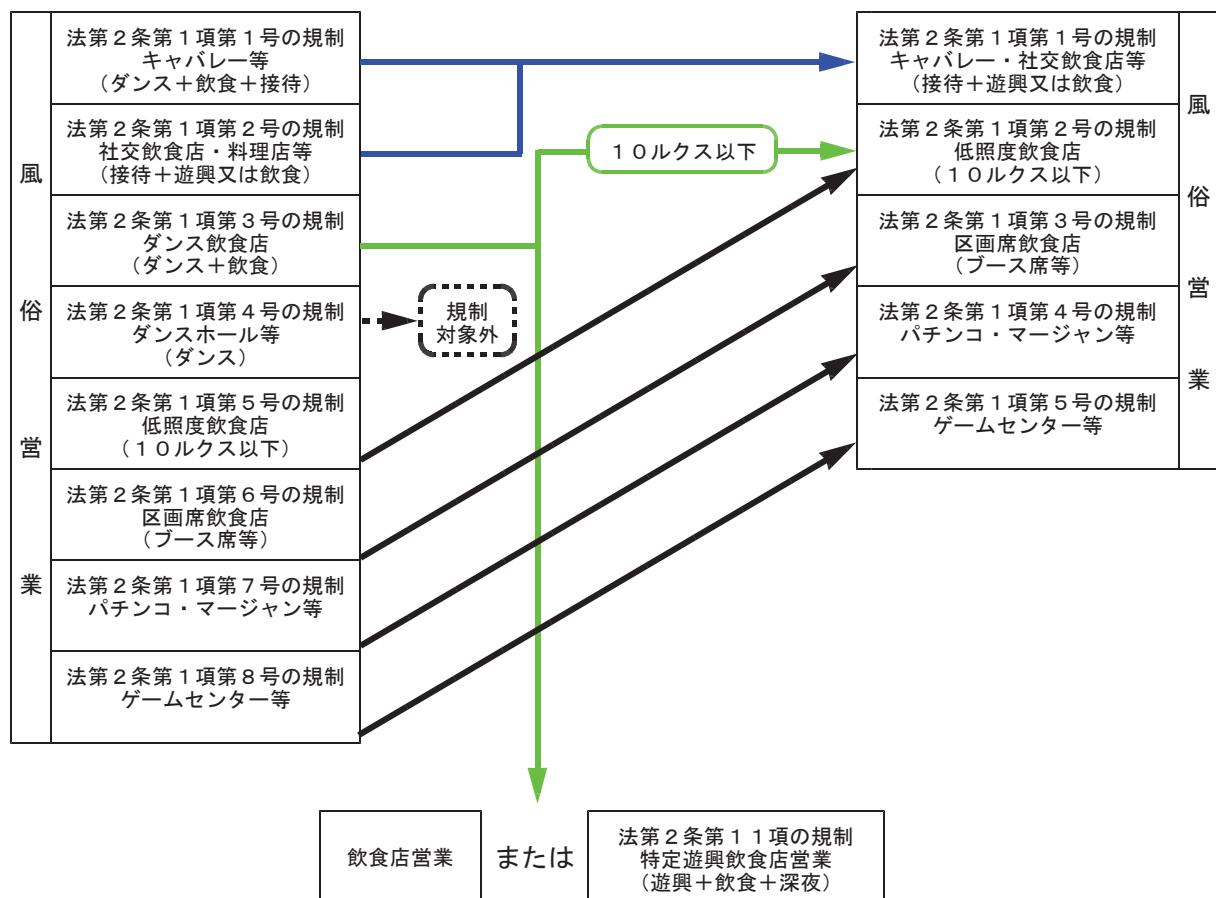
■ 改正の経緯

最近における風俗営業等の実情及びダンスをめぐる国民の意識の変化等を受け、平成27年6月24日、風営法の一部改正が行われました。改正の主な内容は、

- ダンス自体に着目した規制を改め、客にダンスをさせる営業の一部を風営法から除外する。
- 特定遊興飲食店営業の制度を新設し、設備を設けて客に遊興（ダンスを含む。）させ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業を深夜において営むものを許可制の下で認める。
- ゲームセンターへ年少者を立ち入らせる制限の見直し。

であり、一部については、県条例で具体的な内容を定めることとされています。これにより、山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正を行いました。

客にダンスをさせる営業に係る規制の範囲の見直し



■ 改正内容について

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

【主な改正点】

○年少者のゲームセンターへの入店制限の見直し

午後6時後午後10時前の時間において、16歳未満の者を客として立ち入らせる場合は、保護者の同伴を求めることとして見直しました。

○時間の規定の整理

「日出時」を「午前6時」に、「日没時」を「午後6時」に改め、「深夜」とは午前0時から午前6時までの時間となります。

○特定遊興飲食店営業（新設）

ア) 深夜における騒音及び振動の数値の規定

深夜における営業に当たっては、次の数値以上の騒音又は振動が生じないようにしなければなりません。

風俗営業等の深夜における騒音及び振動の数値に準じて規定

〈騒音の数値〉 50デシベル 〈振動の数値〉 55デシベル

イ) 営業所設置許容地域の指定

ホテルや旅館の施設内以外で特定遊興飲食店営業を営むことができる場所は次の地域に限られます。

甲府市丸の内1丁目14番～16番、19番～21番

甲府市中央1丁目1番～9番、12番～21番

甲府市中央4丁目3番、4番、8番

ウ) 特定遊興飲食店営業者の守るべき事項

次の行為をし、又はさせてはいけません。

1. 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
2. 客の求めない飲食物を提供しないこと。
3. 営業中において、営業所の出入口に施錠をし、又はさせないこと。
4. 営業所において、店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営み、又は他の者に営ませないこと。
5. 営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
6. 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業しないこと。
7. 午後6時後午後10時前の時間において18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めるこ。

エ) 各種申請手数料の新設（※）

○風俗環境保全協議会を置く地域の指定

- ・ 良好な風俗環境の保全を図る必要がある地域として風俗環境保全協議会を置く地域の指定
前記「イ)」と同じ地域

【施行日】

平成28年6月23日

ただし、前記「エ)」のうち、特定遊興飲食店営業許可申請手数料については、平成28年3月23日に施行となり、特定遊興飲食店営業の許可申請は、平成28年3月23日から受付を開始します。